

消防局会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防局会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川消人第2879号）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、会計年度任用職員の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容、勤務時間等)

第2条 会計年度任用職員の業務内容、定数、勤務場所、勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。

(給料又は基本報酬の額)

第3条 月額で支給する会計年度任用職員（次項に定める会計年度任用職員を除く。）の給料又は基本報酬の額は、別表第2に定める相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数（採用の日前3年間の範囲内に限る。）を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

(半日単位の年次休暇)

第4条 半日を単位として年次休暇を受けることができる会計年度任用職員は、川崎市消防音楽隊カラーガード隊員（9時15分から16時00分までの勤務時間の場合を除く。）以外の職員とする。

2 半日単位の年次休暇は、正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。

(委任)

第5条 消防局会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、

消防局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
予防業務等 補助員	(1)防火管理等に関する業務 (2)火災予防運動及び広報に関する業務 (3)火災予防関係の申請及び届出に関する事務 (4)建築物の許認可、同意等に関する業務 (5)その他必要な業務	18	総務部 人事課	総務部 施設装 備課 予防部 予防課 各消防 署	29時間 00分	9:00-17:15 (休憩 12:00-13:00)	月曜日か ら金曜日 までの週 4日	土曜日、 日曜日及 び月曜日 から金曜 日までの 週1日
保健相談員 (保健師又 は看護師)	(1)職場巡回等による保健相談に関する業務 (2)保健相談室での健康相談、療養指導に関する業務 (3)健康診断結果の確認・分析に関する事務 (4)産業医等との連絡調整に関する業務 (5)その他必要な業務	1	総務部 人事課	総務部 人事課	29時間 00分	9:00-17:15 (休憩 12:00-13:00)	月曜日か ら金曜日 までの週 4日	土曜日、 日曜日及 び月曜日 から金曜 日までの 週1日

別表第1（第2条関係）

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
川崎市消防音楽隊カラーガード隊員	(1)カラーガード活動に関する業務 (2)消防音楽隊活動に関する業務 (3)その他必要な業務	14	総務部 人事課	総務部 人事課	28時間 45分	(1) 9:15~16:00 (休憩 12:00~13:00) (2) 7時15分から 19時00分までの 間で7時間45分を 超えない範囲内で割 振る時間 (休憩勤務時間の途 中において1時間)	1週間の うち週5 日	勤務が割 り振られ ない日

別表第2（第3条関係）

会計年度任用職員（月額）の相当する表級号の範囲

職名	ランク	相当する表級号の範囲
予防業務等補助員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
保健相談員	B	医療職給料表（2）2級33号給～38号給
川崎市消防音楽隊カラーガード隊員	非該当	行政職給料表（1）2級43号給～48号給